

随意契約による理由

- 新型コロナウイルス感染症への感染者が、昨年末から短期間のうちに急増し、本年1月8日には、11都府県を対象に2回目の緊急事態宣言を発出するに至っている。感染者数や重症者数等に関する連日の報道も背景に、国民の不安が日に日に高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の治療は未だ対症療法が中心であるため、感染者数の急増に伴い医療提供体制の逼迫度も強まっている。
- このため、新型コロナウイルス感染症に有効なワクチンの開発への期待は高まっており、本年2月中旬からは薬事承認等を経て医療従事者向けのワクチンの先行接種が開始されている。今後、一般国民への接種が円滑に進むためには、ワクチンに対する国民の正しい理解と信頼が重要となるが、日本においてはワクチンそのものに対するネガティブな印象や接種に対する漠然とした不安を持っている国民が多く、円滑なワクチン接種の支障となる恐れがある。
- このため、本人の同意を前提に、新型コロナワクチン接種を一人でも多くの国民が安心して受けられるようにし、さらには、新型コロナウイルス感染症の克服を目指すため、令和2年度から、適切な情報発信とリスクコミュニケーションを両輪で展開するワクチン広報事業（以下「令和2年度事業」という。）を開始するため、（株）プラップジャパンと令和3年2月16日付け契約した。
- 令和3年度には、高齢者や基礎疾患のある者などへの新型コロナワクチンの接種が予定され、それに続いて、これら以外の一般国民への接種も開始されることを踏まえると、より多くの国民の正しい理解と信頼を得る観点からワクチンに係る広報活動を継続することが不可欠であるため、令和2年度に引き続いて、ワクチン広報事業（以下「令和3年度事業」という。）を行う必要がある。
- 本調達について競争入札による契約を検討した結果、入札方式への移行が可能と判断したことから、総合評価入札方式による調達を進めることとし、入札手続きを確保する間、ただちに事業を継続できる唯一の事業者である令和2年度締結業者と会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結することとしたい。